

## 26 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 本県での開催が内定している平成31年度の技能五輪全国大会について、大会開催準備への協力や、全国からの選手参加や来場者の増加につながる啓発活動を実施するとともに、平成32年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックについても、愛知県で開催すること。  
また、2020年代初頭の技能五輪国際大会について、愛知県を候補地として、誘致に向けた具体的な検討をすること。
- (2) 「若者雇用促進法」に基づき、若者の雇用対策に着実に取り組むとともに、若者の正規就業に向けて、中小企業とのマッチング等の施策を充実すること。また、年長フリーター・ニート等を対象とした就職支援策の充実を図ること。
- (3) 「地域しごと支援センター事業」、「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」について、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。
- (4) 「認定職業訓練助成事業」については、国庫負担率を引き上げるなど、都道府県の負担軽減を図ること。
- (5) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、育児・介護休業の取得及び円滑な職場復帰を支援するため、「育休復帰支援プラン」、「介護支援プラン」の普及促進を図るとともに、専門家の派遣や助成金の拡充により中小企業におけるプラン策定・利用を促すこと。また、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、休業期間中の社会保険料を免除すること。

### (背景)

- 平成26年度に本県で開催された「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、来場者数が大会史上最大（技能五輪全国大会22万人、全国アビリンピック6万9千人）となる大成功をおさめた。また、技能五輪全国大会で、本県選手団が過去30年で28回の最優秀技能選手団賞を獲得するなど、目覚ましい活躍を続けている。
- あいち大会の感動と成果を持続させ、次代を担う若者にモノづくり技能を継承し、技能尊重気運をさらに高めるためには、技能五輪全国大会・全国アビリンピックを定期的で開催することが効果的であると考え、平成31年度技能五輪全国大会及び平成32年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの本県での招致・開催を提案し、平成31年度大会については、平成27年12月に開催が内定した。
- また、我が国の優れた技能を世界にアピールするため、技能五輪国際大会を招致することが望ましいところであり、平成28年6月2日（木）閣議決定の日本再興戦略において、「技能五輪国際大会の日本への誘致に向

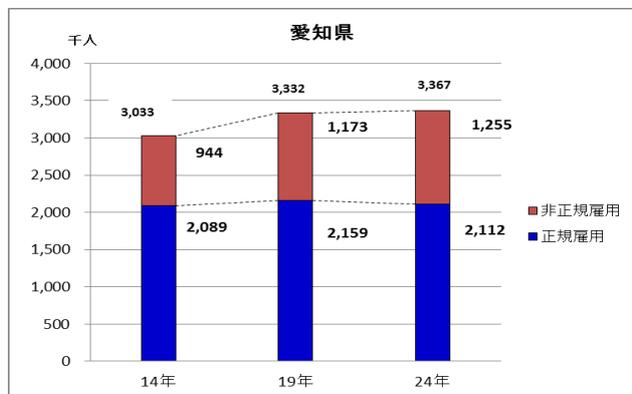
けた具体的な方策を検討し、来年度年央までに結論を得る。」と明記された。

- 近年、若者雇用において「若者の使い捨てが疑われる企業」や「非正規雇用割合の上昇」などが問題となっている。こうした中、平成27年9月、青少年の雇用の促進を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「若者雇用促進法」が成立した。具体的には、労働関係法令違反に係る事業所からの求人不受理や職場情報の積極的な提供、マッチングの向上などが盛り込まれており、着実に遂行する必要がある。また、就職氷河期などの景気低迷期に安定した就職ができず、非正規雇用を繰り返す年長フリーターや若年無業者(ニート)への対応として、新卒応援ハローワークのジョブサポーターの増員や地域若者サポートステーションの増設などの就職支援策を充実させる必要がある。
- 地方創生加速化交付金で実施する「地域しごと支援センター事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」では、東京拠点の設置など県外での活動に制限がある。東京の一極集中を是正し、都市部の人材を地域に呼び込むという事業目的を達成するため、県内企業の魅力発信や人材発掘が首都圏等で効果的に行えるよう、柔軟な運用が求められる。
- 中小企業等への職業能力開発関連の助成措置は、国費（雇用保険特別会計）によるものが中心で、認定職業訓練助成事業については、負担率が国と都道府県の折半である。
- 第1子出産を機に離職する女性は6割を超え、介護等を理由に離職する就業者は全国で約10万となっており、労働者の離職を防止し、継続就業を支援する企業の取組促進が求められる。育児については、産前産後休業及び育児休業等期間中の社会保険料は免除されているが、介護については休業期間中の免除規定がない。

( 参 考 )

◇ 正規・非正規雇用者の推移(愛知県)

[就業構造基本調査]



◇ 年長フリーターの推移(全国)

[労働力調査詳細集計]

